

西条市消防本部公式 Instagram 運用ポリシー

西条市消防本部（以下「消防本部」という。）では、管内地域住民をはじめ、多くの方が消防本部の発信する情報に触れる機会を増やし、消防を身近に感じてもらうため、公式 Instagram アカウント（以下「公式アカウント」という。）を開設します。公式アカウントを通じて情報発信を行うに当たり、利用者に誤解や混乱を招かぬよう、公式アカウントの運用ポリシーを次のとおり定めます。

1 アカウント情報等

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Instagram
- (2) アカウント名：@ehime.saijo.fire.dept
- (3) Instagram アカウント URL：
<https://www.instagram.com/ehime.saijo.fire.dept/>

2 アカウント運営者

消防本部総務課

3 投稿内容

掲載する情報は、消防本部及び西条市が主催、共催、後援、協賛等を行っているものを原則とし、その他の場合は内容に応じて対応するものとします。また、他のページに記載されている地域の災害その他市に関する情報は、必要に応じて再投稿（リポスト・リグラム）します。

4 利用者のコメント投稿

- (1) 公式アカウントへのコメントに対して、必要に応じて返信する場合がありますが、全てのコメントに対して返信を保証するものではありません。
- (2) 公式アカウントのコメントは、予告なく削除する場合があります。
- (3) Instagram を使った火災・救急・救助事故などの災害に関する通報は受け付けられません。必要な場合は 119 番での通報をお願いします。
- (4) アカウント運営者にご質問がある場合は、西条市ホームページ「お問い合わせ」から受け付けるものとします。

5 投稿写真の利用

(1) 投稿の再投稿（リポスト・リグラム）

禁止事項のいずれかに該当しない限り、公式アカウントの投稿の再投稿は自由です。ただし、投稿元が公式アカウントであることを明記の上、再投稿してください。

(2) 投稿の転載（写真のダウンロード）

禁止事項のいずれかに該当しない限り、投稿の転載（写真のダウンロード）は自由です。ただし、投稿元が公式アカウントであることを明記の上、

転載してください。また、商用利用の場合は、事前にお問い合わせください。

(3) 知的財産権（著作権、肖像権等の全ての権利）

公式アカウントに掲載する個々の情報（写真、文章等）に関する知的財産権は、市に帰属します。投稿は原則として、どなたでも自由にご利用いただけるものですが、市が知的財産権を放棄するものではありません。

公式アカウントが再投稿した情報（写真、文章等）に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属します。再投稿又は転載（写真のダウンロード）の際は、投稿元のアカウント運営者の方針に従ってください。

6 禁止事項

利用者が公式アカウントに投稿するに当たり、次のいずれかに該当する内容の投稿を禁じるものとします。禁止内容の投稿を行った、又は禁止内容に該当するおそれがあると、アカウント運営者が判断した場合は、事前に通告することなくコメントの削除、利用制限等を行うものとします。

- (1) 公式アカウントの掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (2) 法令等に違反し、又はそのおそれのある内容
- (3) 市又は第三者を誹謗し、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (5) 市又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を侵害する内容
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動など営利目的の内容
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる内容
- (8) 公序良俗に反する内容
- (9) 虚偽、事実と異なる内容及び単にうわさを助長させる内容
- (10) 本人の承諾なく個人情報を持定し、漏えいするなどプライバシーを害する内容
- (11) 有害なプログラム等を含む内容又は含むと判断される内容
- (12) なりすましアカウントからの投稿と判断される内容
- (13) 公式アカウントの運営を妨げ、信頼を毀損するような内容
- (14) 前各号に掲げるもののほか、アカウント運営者が不適切と判断した内容

7 免責事項

- (1) 公式アカウントでの情報発信は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性及び有用性について保証するものではありません。
- (2) 公式アカウントに投稿されたコメントに関して、アカウント運営者は一切責任を負わないものとします。
- (3) アカウント運営者は、当運用ポリシーの変更又は公式アカウントの運営を中止する場合があります。

附 則

この運用ポリシーは、令和4年4月1日から施行する。